

保証時報

2021
vol.719

6

CONTENTS

P.01 >> 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者の皆さまへ

P.02 >> 信用保証協会ニュース

- ・令和3年7月から、信用保証委託契約書の提出時期が変更となります
- ・サンテレビの情報番組「あんてなサン」の番組スポンサーを始めました
- ・経営支援室の支援メニューについて

P.04 >> ご当地いんぷお

P.05 >> あなたのまちの信用保証協会

P.07 >> フロンティア ひょうご
株式会社GA

P.09 >> 保証状況



赤穂市立民俗資料館【赤穂市】 P4

 **兵庫県信用保証協会**
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN
www.hosyokyokai-hyogo.or.jp



LINEによる情報発信をしています!!
配信を希望される方は、左のQRコードを
お読み取りいただき、友だち登録をお願い
します。

「新型コロナウイルスに
関する経営相談窓口」
設置中



信用保証協会は、中小企業のみなさまが事業資金の融資を受けられる時に、公的な立場でバックアップいたします。

地域とともに 地域のために

新型コロナウイルス感染症による 影響を受けている事業者の皆さまへ

当協会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、以下のとおり資金繰り支援を行っています。下記は主な制度になりますので、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください（お問合せ先は裏表紙をご覧ください）。

ご注意ください

セーフティネット保証5号及び
危機関連保証は、
令和3年6月30日までに
指定期間となっています。

1. 国の保証制度

全国統一保証として、「伴走支援型特別保証制度」、「経営改善サポート保証（感染症対応型）」の取扱いを行っています。両制度は所定の要件を満たした場合、国による保証料補助が行われます。

① 「伴走支援型特別保証制度」

対象者	次の①から③のいずれかの認定を受け、経営行動計画を策定した方 ①セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る） ②セーフティネット保証5号（売上高等減少率が15%以上のものに限る） ③危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）		
保証限度額	4,000万円	保証期間	10年以内（据置期間5年以内）
保証人	法人代表者を除き不要 ※	担保	必要に応じて徴求
貸付利率	金融機関所定利率		
保証料	年0.20%相当額（国による保証料補助が行われ、当初保証料負担が軽減されています）		
取扱期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		

※ 経営者保証免除対応や経営者保証ガイドラインを適用する場合は、連帯保証人は不要です

② 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型））

対象者	中小企業再生支援協議会等の支援により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方 （特定非営利活動法人（NPO法人）は除く）		
保証限度額	2億8,000万円	保証期間	15年以内（据置期間5年以内）
保証人	法人代表者を除き不要 ※	担保	必要に応じて徴求
貸付利率	金融機関所定利率		
保証料	年0.20%相当額（国による保証料補助が行われ、当初保証料負担が軽減されています）		
取扱期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		

※ 経営者保証免除対応や経営者保証ガイドラインを適用する場合は、連帯保証人は不要です

2. 兵庫県中小企業融資制度

兵庫県中小企業融資制度として、「伴走型経営支援特別貸付」の取扱いを行っています。同制度は、経営行動計画作成等の要件を満たした場合、国又は兵庫県による保証料補助が行われます。

兵庫県中小企業融資制度「伴走型経営支援特別貸付」

対象者	次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、経営行動計画を策定した方 (1) セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る） (2) セーフティネット保証5号（売上高等減少率が15%以上のものに限る） (3) 危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）		
融資限度額	① 4,000万円 ※1 ② 2,000万円 ※1	保証期間	10年以内（据置期間5年以内） ※2
保証人	法人代表者を除き不要 ※3	担保	原則として、不要
貸付利率	年0.90%		
保証料	年0.20%相当額（①は国による保証料補助、②は兵庫県による保証料補助が行われ、当初保証料負担が軽減されています）		
取扱期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		

※1 ②は、①の4,000万円を本制度で全額利用していることが前提となります（2口となりますが、合計6,000万円まで申込可能）。

※2 危機関連保証で利用する場合、②の据置期間は2年以内となります。

※3 経営者保証免除対応や経営者保証ガイドラインを適用する場合は、連帯保証人は不要です。

「伴走支援型特別保証制度」、兵庫県中小企業融資制度「伴走型経営支援特別貸付」のご利用には下記いずれかの認定を取得する必要があります。指定期間終了が迫っている認定がございますので、お早めにご相談ください。

認定	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
指定期間	令和3年9月1日まで	令和3年6月30日まで	令和3年6月30日まで

令和3年7月から、信用保証委託契約書の提出時期が変更となります

令和3年7月1日保証申込受付分から、信用保証委託契約書は申込時でなく貸付実行時に作成・提出となります。また、改正後様式(右端緑色のライン)が必要となりますので、ご注意ください。

	改正前	改正後(令和3年7月1日協会受付分～)
徴求時期	保証申込時	金銭消費貸借契約書等の締結時(後取り)
契約書成立日	保証承諾日	借入日

● その他、保証申込書類等の主な改正点一覧

保証申込手順の効率化により迅速な融資実行の実現を図るため、令和3年4月1日から信用保証申込書類の改正を行っています。改正内容の詳細につきましては、当協会のホームページ(<https://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>)に掲載しておりますので、ご参照ください。

項目	改正点
信用保証委託申込書	申込意思や申込書の内容等について、金融機関による申込人への意思確認を前提として、申込人の押印を廃止しました。
信用保証依頼書	金融機関の押印を廃止しました。また、「信用保証委託申込書」の意思確認に係る「確認状況記載欄」を追加しました。
個人情報の取扱いに関する同意書	現行どおり押印が必要ですが、提出は初回限りとなります。 (右端に黒色のラインを追加)

サンテレビの情報番組「あんてなサン」の番組スポンサーを始めました

当協会の認知度向上及び地域経済発展の後押しをすることを目的として、5月からサンテレビの情報番組「あんてなサン」の番組スポンサーを始めました。

番組名には、アンテナのように様々な情報を受け取り、視聴者に発信するという意味が込められており、兵庫県を中心とした企業、事業、行政の取組み、イベントなどを日曜の夜に分かりやすく紹介します。

皆さまに役立つ情報がいっぱいの内容となっていますので、ぜひご視聴下さい。



当協会CM映像イメージ図。詳細は下記QRコードからご覧ください。



あんてなサン(サンテレビ)
毎週日曜日22時～22時30分放送



番組ホームページ



当協会CM動画

経営支援室の支援メニューについて

コロナ禍の影響が長期化し、経済活動の停滞による業績の低迷や資金繰りの悪化から、今後、返済緩和先や廃業先の増加、新規創業の低迷など、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような状況のなか、当協会では、返済軽減等の条件変更を行っている先に加え、コロナ禍の影響により経営基盤を維持することが困難になる保証利用企業、特に金融機関の支援が行き届きにくい小規模事業者に対し、企業訪問や専門家派遣等を通じたきめ細かい支援をしていくことで、事業者の経営改善に向けた意欲の向上と改善に向けた計画の実効性をより一層高めていきます。

また、地域経済の活性化を担う公的機関として、フェア・セミナー等を開催し、創業者や事業の転換・拡張・再構築など各種経営課題の解決に取り組む事業者と、地域金融機関、中小企業支援団体との連携を深める架け橋としての役割を果たしていきます。

外部専門家派遣制度のご案内 ～経営課題の解決に取り組む事業者の皆さまをサポートします～

経営課題に応じた
専門家を派遣派遣回数は
最大8回派遣費用は
無料

1. 外部専門家派遣制度とは

当協会をご利用いただいている中小企業・小規模事業者の皆さまに専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、目標の実現や経営上抱える各種課題の解決を支援する事業です。

2. ご利用の条件について

対象となる方	当協会のご利用（予定を含む）があり、経営課題の解決意欲がある方
派遣する専門家	中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士、社会保険労務士
派遣回数	最大8回（派遣対象となる方の経営状況等によって異なります。）
派遣費用	無料（当協会負担）

3. このような方にお勧めします

- コロナ禍で落ち込んだ売上を回復させたい
- 生産性の向上や経営改善を図り、事業を再構築したい
- 人材育成や労務関係について相談したい
- 事業承継を円滑に進めるためのノウハウを知りたい
- 新事業の展開を考えており、アドバイスがほしい

4. ご利用の流れ

1 専門家派遣のお申込み

当協会職員がお客様の事業所を訪問し、経営の悩みを直接お聞きします。その後、外部専門家派遣を希望される場合は、当協会へ申込書を提出いただけます。 ※ ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

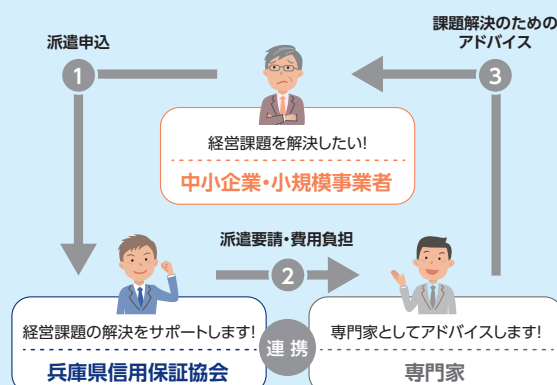
2 専門家の選定・派遣要請

お客様の経営課題に応じて、当協会では専門家を選定し、派遣日程を調整いたします。

3 専門家派遣（最大8回）

最大8回まで無料で専門家派遣を利用することができます。

また、ご希望に応じて、提案書や経営診断書の作成、経営改善計画の策定支援を行います。



専門家による主な支援内容

- ① 簡易型コンサルティング … 専門家が2回訪問、各企業の課題に対する助言、提言を行います。
- ② 企業診断 … 専門家が4回訪問、経営診断書を策定し経営指導を行います。
- ③ 経営改善計画策定支援 … 専門家が8回訪問、経営改善計画書を策定し、経営改善支援を行います。



赤穂市

赤穂城跡

近世城郭史上珍しい「変形輪郭式」を今に伝える



赤穂城の城郭は、甲州流軍学とその他の手法を巧みに組み合わせた近世城郭史上珍しい「変形輪郭式」城郭です。設計を手掛けたのは、浅野長直の命を受けた近藤三郎左衛門正純。完成したのは寛文元年(1661年)のことでした。三代続いた浅野家でしたが、刃傷事件によって断絶。同城は、永井家、森家の居城となり、明治の廃藩置県で払い下げられ敷地は民有地に。ところが大正元年、城郭復興の気運が高まり、三之丸に大石神社が建立され、本丸門、隅櫓も復元されました。「希少な城郭が間近に見られる」として、城マニアから注目を集めているだけでなく、庭園も国名勝に指定されるなど見所満載の人気のスポットとして知られています。



赤穂観光協会

〒678-0239 赤穂市加里屋328

TEL.0791-42-2602

FAX.0791-42-3840

<https://ako-kankou.jp/>



本丸門

ちょっと寄り道



きらきら坂

赤穂御崎「伊和都比売神社」から瀬戸内海へ続く坂道の愛称。カフェやショップが人気です。



からくり時計

息継ぎ井戸

浅野家の刃傷事件第一報を伝える赤穂義士が一息ついた井戸。忠臣蔵の名場面をからくり人形が再現。



赤穂大石神社

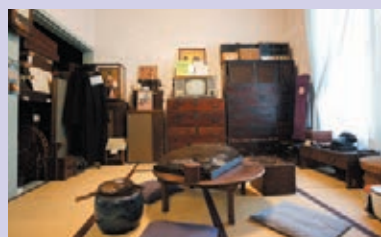
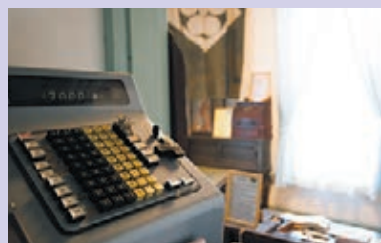
赤穂四十七義士、萱野三平などが主祭神。「大願成就」「心願成就」の神として全国的に知られています。

兵庫の産業遺産



赤穂市立民俗資料館

現存する日本最古の塩務局庁舎



塩専売法が施行され、大蔵省(現・財務省)塩務局が設置されたのは明治38年(1905年)のこと。この建物は、明治41年6月、大蔵省塩務局の庁舎として建築されました。現在は、赤穂で使われていた生活用具や農耕生産用具、戦時資料などを展示する民俗資料館として活用されています。現存する日本最古の塩務局庁舎である同館は、明治建築史を語る上で貴重な建造物であることから、兵庫県的重要有形文化財に指定されています。

〒678-0239 赤穂市加里屋805-2

TEL.0791-42-1361

<http://www.ako-minzoku.jp/>

あなたのまちの

中小企業・小規模事業者の皆さまを

阪神事務所

保証協会をご利用いただき、ありがとうございます。

当事務所は県の東部、大阪府と接した地域を担当しており、大阪をはじめ他府県におよび手広く事業を行っている方が多く、また、地元商店街にて古くから商売を行っている方も多くいます。

幅広い事業者の方々のニーズに応えられるよう、今後とも金融機関や関係機関と連携し、地域に貢献したいと思いますので、よろしくお願いいたします。



阪神事務所長
山本 貴史



阪神事務所
(尼崎商工会議所会館3F)

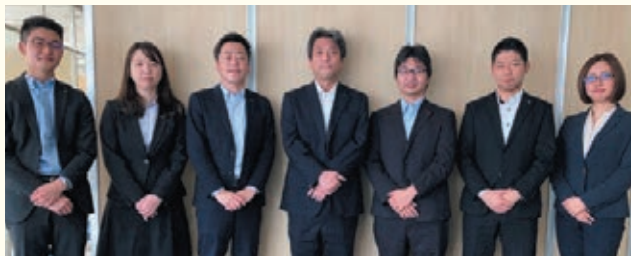


副所長
大禮 哲至

保証相談一課

☎ 06-6411-4146

担当地域 尼崎市、伊丹市



(左から) 青木、三島、牧野、按田課長、松村、藤田、東郷

各地域の担当者

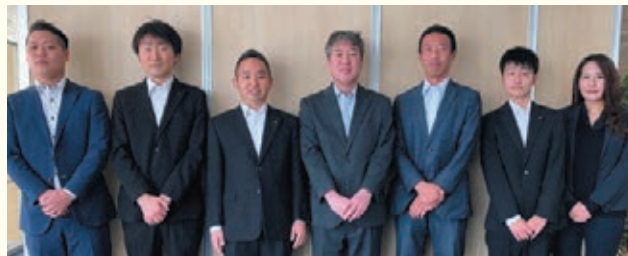
大庄・西難波・東難波・南武庫之荘・牧野
長洲・園田・次屋・松村
潮江・塚口・三島

武庫之荘・杭瀬・藤田
伊丹市・東郷、青木

保証相談二課

☎ 06-6411-4147

担当地域 西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡



(左から) 北原、藤井、末吉、三宅課長、平位、薄井、阿江

各地域の担当者

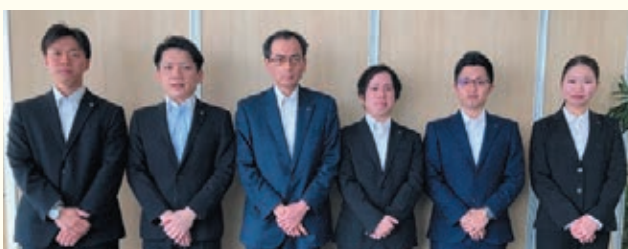
西宮市南部：平位
川西市・三田市・川辺郡：藤井
芦屋市：阿江

西宮市北部・中部：末吉
宝塚市：北原
各地区副担当：薄井

調整相談課

☎ 06-6411-4156

担当地域 尼崎市、伊丹市、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡



(左から) 荒木、山本、藪内課長、浦松、市川、白井

各地域の担当者

尼崎市：山本
伊丹市・川西市・川辺郡：市川
各地区副担当：白井

西宮市・芦屋市：浦松
三田市・宝塚市：荒木

信用保証協会

サポートする相談窓口を紹介いたします。



姫路事務所

いつも信用保証協会をご利用いただきありがとうございます。
ございます。

当事務所が管轄する中播磨、西播磨は臨海部には重工業地帯、山間部には自然あふれる風光明媚な地域が広がっています。また世界遺産国宝姫路城、西の比叡山とも呼ばれる書写山園教寺、赤穂義士と塩で有名な赤穂等々幾多の観光地も控えています。

昨年度から続く新型コロナウイルス感染症に伴う飲食店に対する時短要請をはじめとする様々な自粛要請により経済環境が悪化する中、中小企業・小規模事業者の皆様におかれましては様々な悩みを抱えておられると思います。

当事務所では親切・丁寧な対応をモットーに、今年度も引き続き金融機関・関係機関と連携し、中小企業・小規模事業者の皆様の経営支援や事業承継支援を積極的に進めていく所存ですので、どうぞ宜しくお願いいたします。



姫路事務所長
寺口 正志



姫路事務所



副所長
福井 絵己子

保証相談一課

☎ 079-289-3611

担当地域 姫路市(区部を除く)



(左から) 芦田、山野、岩永課長、川床、石井、伊藤

各地域の担当者

姫路市東部: 川床
姫路市中央部: 芦田
姫路市西部: 山野
書面審査担当: 石井、伊藤

保証相談二課

☎ 079-289-3612

担当地域 姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡



(左から) 小原、三代、島、宮崎課長、森川、黒田

各地域の担当者

たつの市・揖保郡: 島
姫路市(網干区)・相生市・赤穂市・神崎郡(市川町・神河町): 森川
姫路市(飾磨区・広畑区・勝原区・余部区): 三代
姫路市(大津区)・宍粟市・赤穂郡・佐用郡・神崎郡(福崎町): 黒田
書面審査担当: 小原

調整相談課

☎ 079-289-3613

担当地域 姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡



(左から) 十河、巻木、堀口課長、山本

各地域の担当者

姫路事務所担当地域全域を巻木、山本、十河が担当します。



安全で美味しい
オーガニック食品で
産地と消費者をつなぐ。

自分が納得できるものを扱い、多くの人に知ってもらうことを仕事にしたい。このような思いが起業につながる時代になった。株式会社GA 代表取締役社長 福原 悟史氏は、大学在学中に、安全で美味しい農産物の移動販売をスタートさせた経歴を持っている。現在は、芦屋、西宮、灘の3カ所で、オーガニック専門店「CA ORGANIC」を展開。扱う商品は、野菜や惣菜、菓子など安全で美味しいオーガニック食品だ。

福原氏が、学生起業家として農産物の移動販売を始めたのは2006年のこと。関西の難関私立大学工学部に入学したが、すぐに「なんか違う」と感じた。違和感を払拭することができないまま時間が過ぎ、周りを見渡せば長引く不景気で、自身が就活を始める頃に景気が回復するとは思えない。このとき福原氏の頭の中を巡っていたのは「何をして生きるべきか」という人生の課題だった。「まずは興味のある分野から」と、アパレル業界でアルバイトをしてみたが決め手に欠ける。その他、いろいろとチャレンジしてみたが、やはり「なんか違う」。そこで思いついたのが農産物の移動販売だったという。

「私は宍粟市の出身です。実家は兼業農家で、周囲の家も同様でした。大学進学で宍粟市を離れて、新鮮で美味しくて安全な野菜が食べられるのは当たり前のことではないんだと改めて実感しました。何をしてもピンとこないなら、自分で安全で美味しい野菜を販売する仕事をすれば良いと考えました」。

起業資金はアルバイトで貯めた20万円。15万円でバンを購入し、残りの5万円を運転資金に充て、知人を通じて能勢町で自然農法に取り組む農家を紹介してもらった。ところが話はスムーズには進まなかった。

DATA /

株式会社GA

代表取締役
福原 悟史 氏



〒662-0075
西宮市南越木岩町6-5
☎ 0798-61-1100

起業と
どまん

FRONTIE
フロンティ

「突然、見ず知らずの大学生がやって来て『野菜を販売したいので卸してください』と言っても、『はい、どうぞ』とはならないですね。それは当たり前だと思っていたので、農作業の手伝いを申し出ました」。

学業のかたわら能勢町に通うこと数ヶ月、ようやく野菜の卸をしてもらえることに。野菜をバンに積み込み、ハンドルを握って大阪市内で移動販売を始めた。販売は、事前に「ここ」と目をつけていた場所の所有者に、貸してもらう約束を取り付けて確保しておいた。

「不動産業界でのアルバイトを通じて、高額でも安心して美味しい野菜を買い求める人が住んでいそうな地域を選びました」。

最初は週2回から始めた。大阪市だけでなく吹田市でも場所を借りて販売を行ったが、売り上げは思うように上がらなかった。大学を卒業し、新天地を求めて芦屋へ。この頃から売り上げが上がり始め、手応えを感じた福原氏は、芦屋で実店舗を持つ決意をした。その後、店舗移転や新規開店を行いながら、無農薬野菜の宅配や芦屋市の活性化を目的としたイベントを手掛け、道の駅の運営を請け負うなど、さまざまなことに取り組んできた。そして今、同店は3店舗、スタッフは40名になった。

「直感を信じて、世の中の役に立つのではないかと感じたことに取り組んできました。やってみて『違うな』と感じたら、周りに迷惑がかからない程度にスッと止めました。経営のことも考えなければいけないのと、納得できないことを飲み込んでする必要はないと思うからです。結果、宅配やイベント、道の駅の運営は止めました」。

止めたこともあるが、新たに始めたこともある。安心な野菜や調味料を使った惣菜・弁当の製造、販売、さらに、ふるさと宍粟市の廃校になった小学校での味噌づくり、宍粟市の休耕地でのじゃがいもづくりなどがそれだ。

「廃校になった小学校というのは私の母校です。予想はしていましたが、実際になるとショックでした。そこを拠点に、ものづくりが



できないかと考えて、宍粟市のNPO団体と協働で味噌をつくり、弊社のプライベートブランドとして販売することにしました。先日、400kgを仕込んだところです。じゃがいもづくりは、じゃがいもなら、週1回程度、畑に行って手入れすればできると判断しました。宍粟市の地場産業には素麺づくりがありますが高齢化と過疎化が進んでいて、このままだと自治体が消滅する可能性もあります。産業を生み出さなければという思いで試行錯誤をしています」。

売り場はある。売れるものをつくれれば良い。消費者のニーズや動向をつかんでいる株式会社GAが商品企画を立て、宍粟市の人たちと協働でものづくりを行う。完成形を目指して微調整を行うことでプライベートブランドが成長し、それが宍粟市の農業の6次産業化と地域の活性化につながる。もちろん、このビジネスモデルを宍粟市以外で展開することも視野に入れている。直感を信じてまずはやってみる。福原氏の生き方が、ここでも息づいている。それでは今後の展開は？

「ビジョンは『食で地域を元気にする』。ミッションは『日本のオーガニックブランドをつくる』。そのために国内100店舗をつくります。国内に100店舗あれば、200数十億円の売り上げが見込めます。その内、約80億円は、地方の売り上げになるため地域活性に貢献できます。約80億円の売り上げがあれば有機農業分野の雇用も増えるし、東京ドーム100個分の休耕地の活用ができます。実現するために、作り手良し・買い手良し・売り手良しの『三方良し』を実践します。また、ITを活用して顧客単価を上げる仕組みにもチャレンジします。やってみたいことがたくさんあって、起業から10年が経った今も『これで充分』ということはありません」。



信用保証協会を利用して開店資金を確保しました。

「令和元年12月に利用した金融機関提携保証『ひやくライト』は、『CA ORGANIC KURAKUEN』の開店資金として活用しました。ここは1階が小売スペース、2階がイートイン、3階が事務所になっています。私たちのようなベンチャー企業は、金融機関の審査を通過することは難しいもの。『ひやくライト』のお陰で、いろいろとチャレンジできていると感じます」(福原氏)



詳しくは
こちらから



4月 保証状況

4月の
保証概況

(単位：件、百万円、%)

	当月中				当期中			
	件数	前年比	金額	前年比	件数	前年比	金額	前年比
保証申込	1,085	27.2	15,770	19.6	1,085	27.2	15,770	19.6
保証承諾	2,409	61.2	43,833	54.5	2,409	61.2	43,833	54.5
保証債務残高	—	—	—	—	130,065	140.3	1,931,201	166.8
代位弁済(元利)	51	33.1	628	34.5	51	33.1	628	34.5

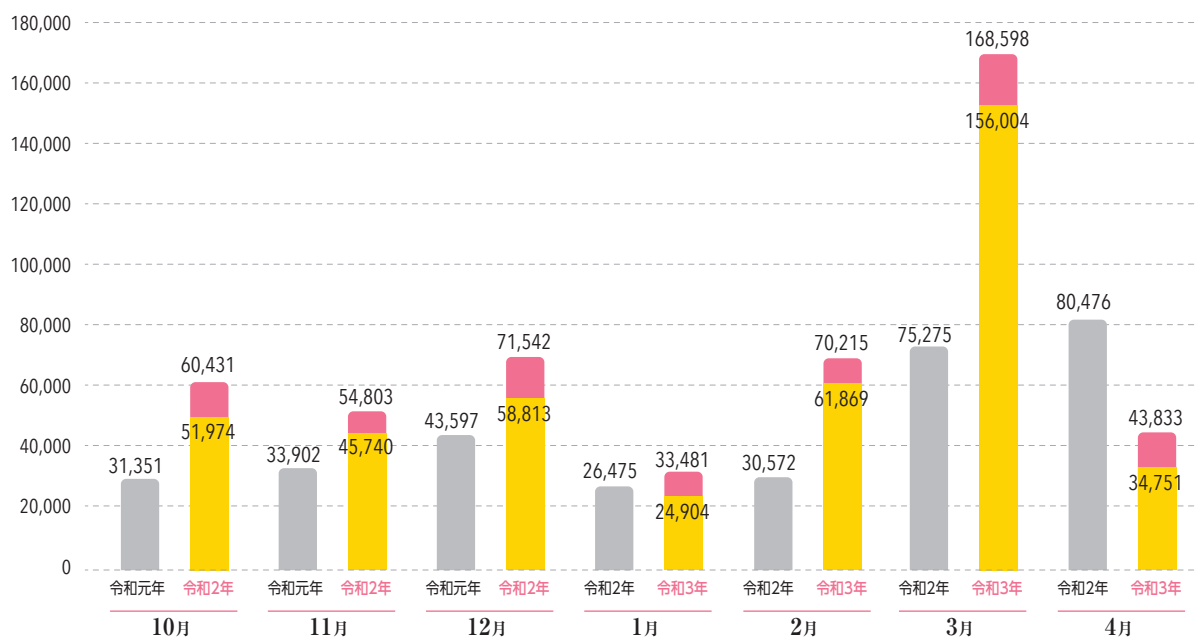
1 保証承諾

4月の保証承諾は2,409件(前年同月比61.2%)、43,833百万円(同54.5%)となり、前年同月と比べ、件数で1,528件、金額で36,643百万円下回った。

また、保証申込は1,085件(同27.2%)、15,770百万円(同19.6%)となり、前年同月と比べ、件数、金額ともに下回った。

保証承諾(前年比較)

■ 新型コロナウイルス感染症関連の保証承諾 (単位：百万円)



資金使途別

4月の保証承諾のうち、運転資金は42,834百万円(前年同月比53.9%)、設備資金は437百万円(同83.0%)となり、前年同月と比べ、運転資金、設備資金ともに下回った。

業種別

4月の業種別保証承諾の状況は、小売業5,821百万円(前年同月比71.6%)、建設業10,379百万円(同61.8%)、製造業6,946百万円(同61.4%)、サービス業7,187百万円(同57.6%)、運送・倉庫業2,162百万円(同50.3%)、卸売業6,696百万円(同44.0%)、不動産業2,535百万円(同41.2%)、飲食店1,834百万円(同32.5%)等で前年同月を下回った。

金融機関群別

4月の金融機関群別保証承諾の状況は、地方銀行6,574百万円(前年同月比64.9%)、信用金庫26,754百万円(同56.1%)、信用組合2,621百万円(同54.3%)、都市銀行2,156百万円(同45.9%)、第二地方銀行5,671百万円(同44.2%)等で前年同月を下回った。

2 保証債務残高

4月末の保証債務残高は、130,065件（前年同月比140.3%）、1,931,201百万円（同166.8%）となり、前年同月と比べ、件数、金額ともに上回った。

保証債務残高（前年比較）

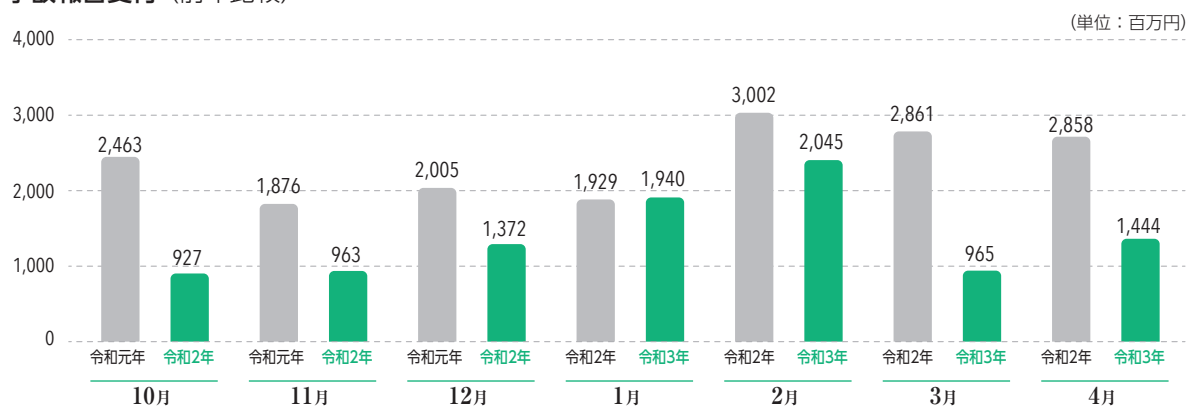


3 事故報告

4月の事故報告受付は、95件（前年同月比38.6%）、1,444百万円（同50.5%）となり、前年同月と比べ、件数は151件、金額は1,414百万円の減少となった。

事故報告残高については、4月末で523件（同57.9%）、6,469百万円（同62.9%）となり、前年同月と比べ、件数、金額ともに下回った。

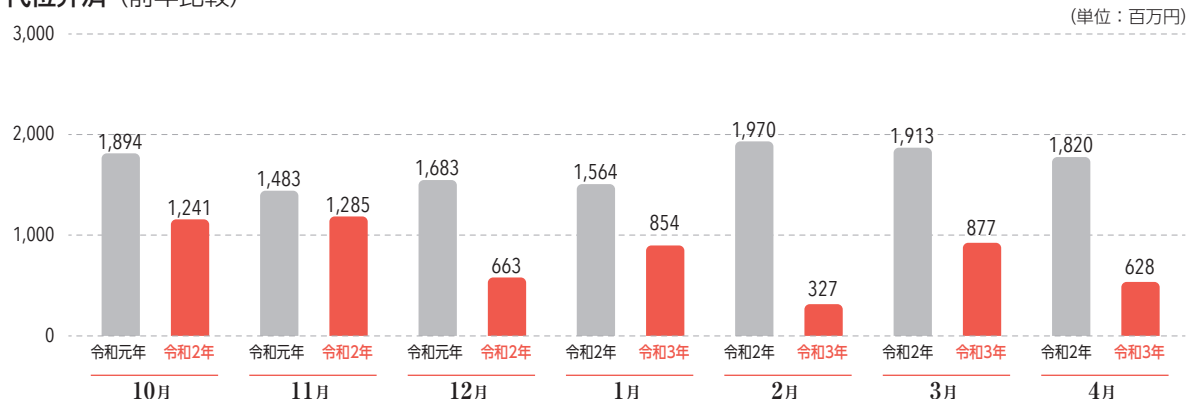
事故報告受付（前年比較）



4 代位弁済(元利)

4月の代位弁済は、51件（前年同月比 33.1%）、628百万円（同34.5%）となり、前年同月と比べ、件数は103件、金額は1,192百万円の減少となった。

代位弁済（前年比較）



信用保証をご利用できる方

以下①～④のいずれにも該当している事業者の方が信用保証をご利用できます。

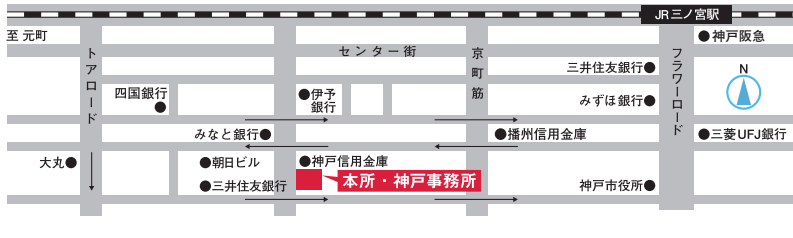
- ① 資本金または従業員数のいずれかが、右表の企業基準に該当していること。
特定非営利活動法人（NPO法人）の場合は、従業員数（製造業等：300人以下、卸売業・サービス業：100人以下、小売業・飲食業：50人以下）が該当していること。
- ② 個人の場合は、兵庫県内に住居、事務所または営業所を有し、事業を営んでいること。
法人の場合は、兵庫県内に本店または事業所を有し、事業を営んでいること。
- ③ 許認可等を必要とする事業の場合は、当該事業に係る許認可等を申込人名義で受けていること。
- ④ 事業上必要とする運転資金または設備資金であること。

業種・営業形態などにより、ご利用いただけない場合もございます。
詳しくは、当協会窓口までお問い合わせください。

兵庫県信用保証協会のネットワーク

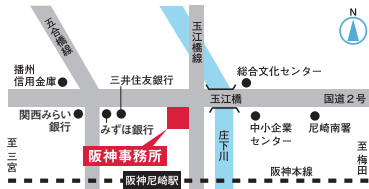
本所・神戸事務所

〒651-0195 神戸市中央区浪花町62-1 TEL 078-393-3909
[担当地域] 神戸市



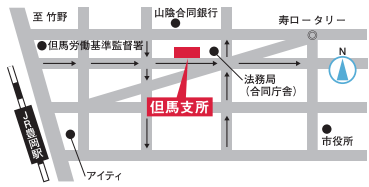
阪神事務所

〒660-0881 尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所会館3F
TEL 06-6411-4133 (代表)
[担当地域] 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡



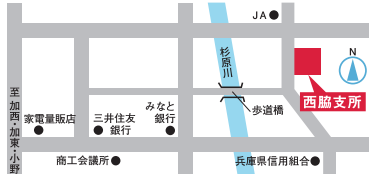
但馬支所

〒668-0024 豊岡市寿町8-7
TEL 0796-22-5171
[担当地域] 豊岡市、養父市、朝来市、美方郡



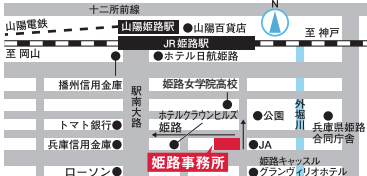
西脇支所

〒677-0015 西脇市西脇885-27
TEL 0795-22-6775
[担当地域] 西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡



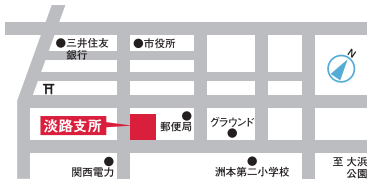
姫路事務所

〒670-0965 姫路市東延末3-27-2
TEL 079-289-3611
[担当地域] 姫路市、相生市、赤穂市、粟粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡



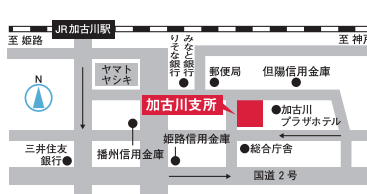
淡路支所

〒656-0025 洲本市本町3-1-8
TEL 0799-22-4493
[担当地域] 洲本市、南あわじ市、淡路市



加古川支所

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口788
TEL 079-424-1105
[担当地域] 明石市、加古川市、高砂市、加古郡



業 種	資本金	従業員数
製造業等 ※1	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 ※2	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	—	300人以下

※1 建設業、運送業、不動産業、旅行業を含みます。

※2 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。

国家戦略特区において商工業とともに農業を営む方も信用保証をご利用いただけます。

お客様総合相談室(中小企業融資よろず相談窓口)

本 所	小 林 室 長	TEL 078-393-3905
	平 松 次 長	

本所・事務所・支所のお客様総合相談窓口

本 所	北 野 副 室 長	TEL 078-393-3920
本 所 経 営 支 援 室	嶋 田 副 所 長 (保証相談一課、二課、三課)	TEL 078-393-3909
神戸事務所	米 谷 副 所 長 (調整相談一課、二課)	TEL 078-393-3915
阪神事務所	大 禮 副 所 長	TEL 06-6411-4133
姫路事務所	福 井 副 所 長	TEL 079-289-3611
但馬支所	大 原 次 長	TEL 0796-22-5171
淡路支所	赤 松 次 長	TEL 0799-22-4493
西脇支所	奥 田 次 長	TEL 0795-22-6775
加古川支所	戸 田 副 所 長	TEL 079-424-1105

代位弁済後のご返済等に関する お客様総合相談窓口

管 理 部	杉 之 原 副 部 長 ※本所	TEL 078-393-3914
	宮 本 副 部 長 (管理相談一課、二課) ※本所	

(上記担当者が不在の場合は、代理の者が対応させていただきます)

● 女性企業家の皆さまへ

女性企業家相談窓口 TEL 078-393-3910
(経営支援室 支援推進課内)

● これから事業を開始する皆さまへ

創業準備相談窓口 TEL 078-393-3912
(経営支援室 支援推進課内)

保証時報の送付について

ご希望の方に保証時報を毎月送付いたします
(送料は当協会が負担)。ご希望の方は総務企画部
企画調整課 (TEL 078-393-3922) までお申し出
ください。

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません。第三者が介入・介入する申込はお断りします。